

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 767 事業所
- ② 調査対象職種 76 職種（一般行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 154 事業所を無作為に抽出し調査を行った。
調査完了事業所は、第 11 表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が 6,562 人（初任給関係 259 人、初任給関係以外 6,303 人）であり、その他の職種が 574 人（初任給関係 9 人、初任給関係以外 565 人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は 53,580 人であり、このうち、一般行政職相当職種は 41,127 人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満
産 業 計	事業所 133	事業所 58	事業所 75	
農 業 , 林 業 、 漁 業	0	0	0	
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	4	1	3	
製 造 業	78	27	51	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	15	10	5	
卸 売 業 , 小 売 業	10	7	3	
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	7	6	1	
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	19	7	12	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 3 所、調査不能の事業所が 18 所あった。
- 2 調査対象事業所 154 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 3 所を除いた 151 所に占める調査完了事業所 133 所の割合（調査完了率）は、88.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 12 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満
		円	円	円
新卒事務員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	261,128	272,150	247,924
	大 学 卒	236,615	248,663	224,082
	短 大 卒	209,399	219,916	203,338
	高 校 卒	199,059	203,049	196,178
新卒技術者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	265,160	277,963	251,573
	大 学 卒	244,375	255,686	233,485
	短 大 卒	214,381	221,515	210,408
	高 校 卒	202,147	206,990	199,503
新卒事務員 ・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	262,962	274,713	249,642
	大 学 卒	239,423	251,142	227,569
	短 大 卒	211,313	220,522	206,074
	高 校 卒	200,192	204,342	197,483

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にもみ支給される給与は除いている。

第 13 表 民間における職種別給与額等

その 1 給与比較の対象職種

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 6	歳 56.1	円 748,911	円 38	円 748,873	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	13	54.9	735,397	0	735,397	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	180	53.7	679,619	4,969	674,650	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	163	54.5	621,757	11,599	610,158	同上
	事 務 部 次 長	85	51.0	702,221	268	701,953	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)
	技 術 部 次 長	35	53.4	615,992	3,202	612,790	同上
	事 務 課 長	420	49.8	612,863	11,539	601,324	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	329	50.5	573,566	16,339	557,227	同上
	事務課長代理	65	42.3	500,078	62,042	438,036	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)
	技術課長代理	72	49.7	467,182	27,913	439,269	同上
	事 務 係 長	574	46.6	478,792	68,761	410,031	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	332	46.4	508,415	85,125	423,290	同上
	事 務 主 任	516	43.2	416,337	57,511	358,826	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)
	技 術 主 任	446	44.7	466,214	81,534	384,680	同上
	事 務 係 員	1,707	39.1	356,679	33,810	322,869	
技 術 係 員	1,360	39.9	405,631	58,120	347,511		

- (注) 1 「中間職 (部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職 (課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職 (係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	人	歳	円	円	円	
	大 学 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 講 師	—	—	—	—	—	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	3	51.5	614,012	0	614,012	
	高等学校教諭	73	48.0	475,395	9,324	466,071	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部(課)長	—	—	—	—	—	2 室(係)以上又は構成員 7 人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	—	—	—	—	—	構成員 3 人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	—	—	—	—	—	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	20	55.2	1,289,994	355,079	934,915	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	33	35.0	986,384	250,984	735,400	
	歯 科 医 師	2	43.5	943,157	0	943,157	
	薬 局 長	2	54.0	532,798	67,686	465,112	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	23	35.8	363,824	33,512	330,312	
	診療放射線技師	29	41.5	426,829	49,457	377,372	
	臨床検査技師	31	37.5	413,695	71,418	342,277	
	栄 養 士	27	35.7	330,651	22,319	308,332	
	理学療法士	35	37.1	365,197	30,856	334,341	
	作業療法士	42	37.6	327,280	16,541	310,739	
	総看護師長	5	56.9	531,800	63,496	468,304	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	26	51.8	460,044	48,852	411,192	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師	133	51.3	464,309	66,200	398,109	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	准 看 護 師	50	45.5	286,524	28,869	257,655	
	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	27	43.4	444,764	117,926	326,838	
	用 務 員	2	58.0	234,025	0	234,025	

(注) 「*」は、調査実人員が 1 人の場合である。

その3 再雇用者

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	3	62.4	円 666,181	円 74,706	円 591,475	その1の備考欄参照
	事務・技術部長	21	62.2	537,917	0	537,917	
	事務・技術部次長	2	60.5	476,880	0	476,880	
	事務・技術課長	14	63.5	424,659	10,836	413,823	
	事務・技術課長代理	2	62.5	336,500	0	336,500	
	事務・技術係長	25	63.8	477,479	52,284	425,195	
	事務・技術主任	5	60.7	462,266	91,900	370,366	
	事務・技術係員	457	62.5	326,765	17,140	309,625	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第 15 表 民間における初任給の改定状況

学歴 \ 項目	新規学卒者の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	54.4%	(76.9%)	(23.1%)	(0.0%)	45.6%
高 校 卒	61.5%	(84.5%)	(15.5%)	(0.0%)	38.5%

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		79.7%	0.5%	0.0%	19.8%
課 長 級		79.6%	0.5%	0.9%	19.1%

- (注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第 17 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目	定期昇給					定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止		
		増額	減額	変化なし			
係 員	92.2%	91.5%	40.4%	5.4%	45.7%	0.7%	7.8%
課 長 級	83.5%	82.8%	39.5%	7.3%	36.0%	0.7%	16.5%

- (注) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第 18 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その 1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い手当等を支給する	支給方法		転勤に伴い手当等を支給しない
	一時金	一時金以外	
94.7%	69.6%	49.4%	5.3%

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
 2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である（複数回答）。

その 2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1～11 回	12 回	13～23 回	24 回	25 回以上	平均	
92.1%	(10.1%)	(39.8%)	(10.6%)	(25.2%)	(14.2%)	18.4 回	7.9%

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である。
 2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、() 内は当該事業所を 100 とした割合である。

第 19 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
58.6%	41.4%	50.7%	49.3%	49.1%	50.9%

第 20 表 民間における賞与等の支給状況

項目		区分	
		事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	388,404 円	310,474 円
	上半期 (A ₂)	404,897 円	329,819 円
賞与等の支給額	下半期 (B ₁)	886,358 円	686,579 円
	上半期 (B ₂)	983,888 円	735,054 円
賞与等の支給割合	下半期 (B ₁ /A ₁)	2.28 月分	2.21 月分
	上半期 (B ₂ /A ₂)	2.43 月分	2.23 月分
年間の平均		4.71 月分	4.44 月分

- (注) 下半期とは令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。
 備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.65 月である。

第 21 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
	98.9%	32.0%	
	66.9%		1.1%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 22 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし
課長級		46.3%	40.9%	53.7%
非管理職		50.8%	45.4%	49.2%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 23 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
75.7%	75.3%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。